

総務文教常任委員会

令和5年3月10日（金）
午前10時30分～
第3委員会室

1 開議

【事務局日程説明】

2 議案審査

議会事務局

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

市長公室

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

政策企画部

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

生涯学習部

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

総務部

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

～ 休 憩 ～

会計管理室

- (1) 第60号議案 令和4年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算（第1号）
第61号議案 令和4年度亀岡市東別院財産区特別会計補正予算（第1号）
第62号議案 令和4年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算（第1号）
<説明～質疑>

教 育 部

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
<説明～質疑>

3 討論～採決

4 行政報告

【政策企画部】

- 令和5年度行政組織・機構改革（案）について

【総務部】

- セーフコミュニティ国内認証に係る事前報告会について
- 令和5年度京都府総合防災訓練について
- 亀岡市防災拠点施設の整備状況について

5 陳情・要望について

- (1) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書
- (2) 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
- (3) 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

6 その他

- (1) 他都市先進地行政視察について
- (2) 17期からの申し送り事項について
- (3) 次回の日程について

東部児童館・文化センター改修整備工事 事業計画

	R 4年度												R 5年度												R 6年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
東部文化センター空調設備更新工事 ①空調設備更新工事(電気・機械) ・電気(キュービクル更新工事) ・機械(空調設置工事)						契約 8/26(機械) 8/29(電気)					工事 完了																		
東部文化センター改修工事 ②センター和室改修工事													契約 12/8		工事 完了		R 4 工事完了												
東部児童館改修整備工事 ③増築棟工事													契約 12/8		基礎工事 鉄骨躯体 工事 工事 完了		R 5 工事 発注準備	6月 上半 契約		内外装工事 外構工事 工事 完了									
東部児童館改修整備工事 ③センター空調室(用途変更)改修工事 ※センター空調機械室から児童館遊戯室へ改修													契約 12/8		工事 完了		R 4 工事完了												

令和4年度

亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会計管理室 財産管理課

別表(2)

令和4年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会計名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)	41,249	26,045	67,294	管理会費減 △ 1,214 千円 財産管理費減 △ 9,362 千円 積立金増 36,621 千円
亀岡市東別院財産区特別会計補正予算(第1号)	2,839	2,000	4,839	積立金増 2,000 千円
亀岡市篠財産区特別会計補正予算(第1号)	16,661	△ 11,312	5,349	管理会費減 △ 50 千円 財産管理費減 △ 11,200 千円 積立金減 △ 62 千円
補正額合計			16,733	

令和4年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算(3月)の主な内容

特別会計名	補正額	主 な 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市亀岡 財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 26,045	1 財産運用収入 △ 2,153 千円 土地貸付料 △ 2,170 千円 基金利子 17 千円 2 財産売払収入 49,597 千円 土地売払収入 49,797 千円 生産物売払収入 △ 200 千円 3 基金繰入金 △ 22,402 千円 基金取り崩し 4 繰越金 1,088 千円 前年度繰越金 5 雑入 △ 85 千円 造林補助金 △ 500 千円 立木補償金 402 千円 公園整備料 7 千円 電柱敷地料 6 千円	1 管理会費 △ 1,214 千円 会計年度任用事務員報償 2 財産管理費 △ 9,362 千円 委員監督者等報償 △ 370 千円 苗木調査等旅費 △ 507 千円 消耗品費 △ 40 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 7,000 千円 負担金補助及び交付金 △ 1,445 千円 3 積立金 36,621 千円 基金積立金
亀岡市東別院 財産区特別会計 補正予算(第1号)	2,000	1 財産運用収入 2,000 千円 土地貸付料	1 積立金 2,000 千円 基金積立金
亀岡市篠 財産区特別会計 補正予算(第1号)	△ 11,312	1 財産運用収入 △ 62 千円 基金利子 2 基金繰入金 △ 2,264 千円 基金取り崩し 3 繰越金 2,279 千円 前年度繰越金 4 諸収入 △ 11,265 千円 分収造林受託事業収入	1 管理会費 △ 50 千円 事務用備品 2 財産管理費 △ 11,200 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 1,200 千円 分収造林事業山林作業委託料 △ 10,000 千円 3 積立金 △ 62 千円 基金積立金
補正額の合計	16,733	16,733	16,733

令和 5 年度 行政組織・機構改革等について（案）

1 基本方針

改革の方向性

- ・ 第 5 次亀岡市総合計画を推進する体制づくり
- ・ 行財政改革の堅実な推進

改革の視点

- ・ 第 5 次亀岡市総合計画に掲げる重点テーマを強力に推進できる体制づくり
- ・ 機能的で効率的な市民に分かりやすい組織・機構
- ・ 市民のニーズをきめ細かく捉え、吸収できる組織・機構

2 組織横断的な体制整備

(1) 庁内横断的な組織体制の整備

子どもと子育てを頑張る人を本気で応援する「子どもファースト宣言」に基づく事業を着実に、かつ加速度的に推進していくため、庁内横断的な組織である「(仮称)子どもファースト推進本部」を設置する。

(2) 自治体の枠を越えた組織の設置

令和 8 年の(仮称)全国都市緑化京都丹波フェア開催に向けて、関係機関等と連携して事業を推進していくため、亀岡市、南丹市、京丹波町及び京都府で構成する(仮称)全国都市緑化京都丹波フェア推進協議会を設置する。

3 その他 組織・機構改革

(1) 組織再編等

①環境先進都市推進部

資源循環推進課「計画係」は、資源循環に係る計画段階から推進段階への移行を明確にするため、「資源循環推進係」に改称する。

②健康福祉部

障害福祉業務の大幅な増加に対応するため、障がい福祉課の係を再編し、4 係から 2 係にする。

障がい福祉課「障がい総務係」と「障がい者医療係」を「障がい者福祉係」に、「障がい者給付係」と「地域生活支援係」を「障がい者支援係」に再編する。

③こども未来部

子育て支援課「こども政策係」は、子どもファースト宣言の推進体制を明確にするため、「子どもファースト推進係」に改称する。

④産業観光部

農林振興課「食農ブランド係」は、オーガニックビレッジ宣言を推進する体制を明確にするため、「有機・食農推進係」に改称する。

また、「林務・鳥獣対策係」は、森林管理の適正化事業を推進するため、「森林・鳥獣対策係」に改称する。

⑤市立病院

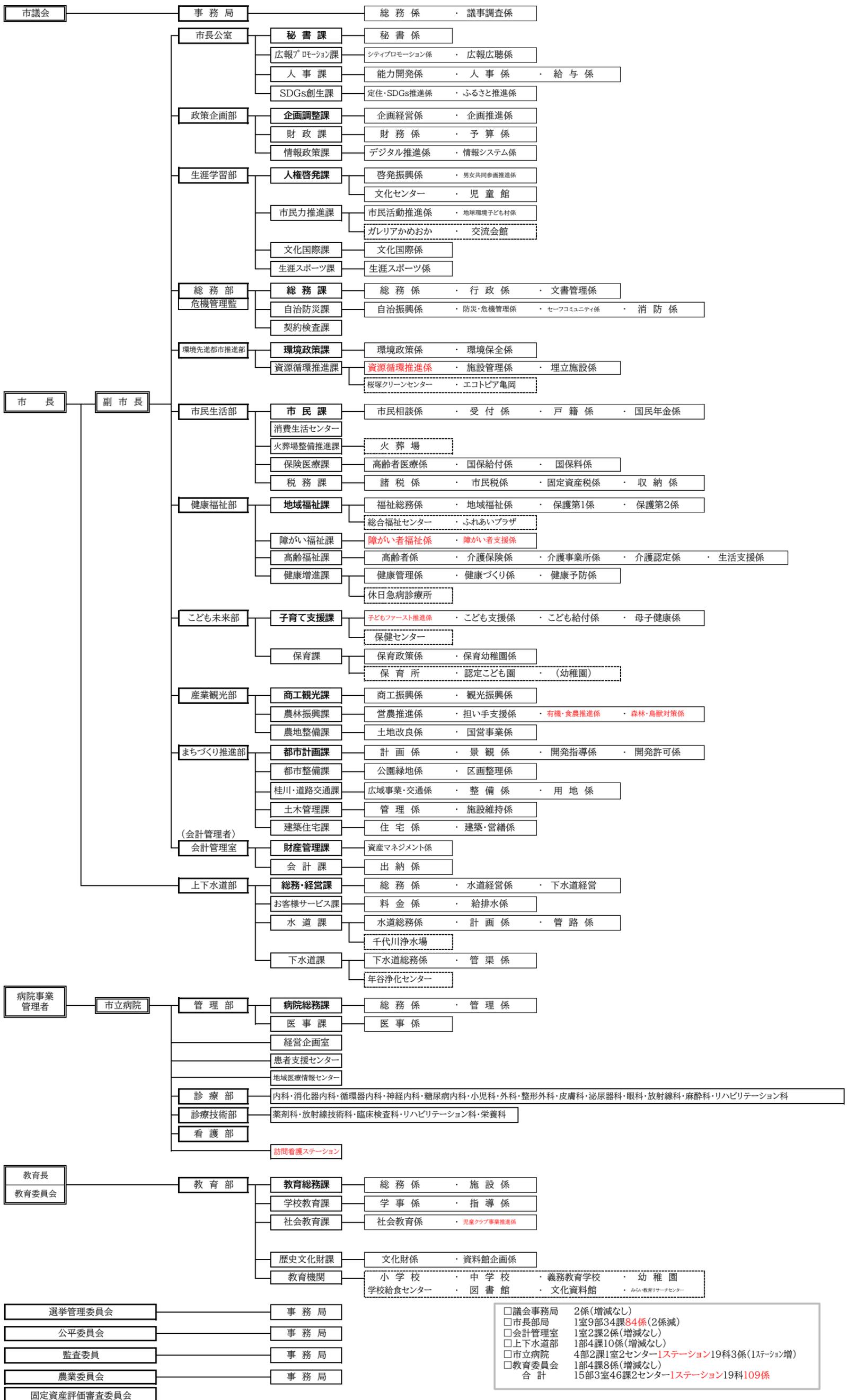
在宅での健康状態の管理や回復に向けた支援を行う訪問看護を実施するため、市立病院に「訪問看護ステーション」を設置する。

⑥教育部

社会教育課「放課後児童係」は、令和5年4月から「放課後児童会」を「かめおか児童クラブ」に名称変更するため、「児童クラブ事業推進係」に改称する。

令和5年度 亀岡市行政組織・機構図(案)

※ゴシック太字は、総務担当課



□議会事務局	2係(増減なし)
□市長部局	1室9部34課84係(2係減)
□会計管理室	1室2課2係(増減なし)
□上下水道部	1部4課10係(増減なし)
□市立病院	4部2課1室2センター1ステーション19科3係(1ステーション増)
□教育委員会	1部4課8係(増減なし)
合計	15部3室46課2センター1ステーション19科109係

○庁内横断的な組織一覧

<p>部長級が出席する 内部委員会、 本部会議等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡市コンプライアンス推進本部会議 ・ 亀岡市SDGs推進本部会議 ・ 亀岡市総合計画策定推進委員会 ・ 亀岡市情報化推進委員会 ・ 亀岡市人権行政推進本部会議 ・ 亀岡市男女共同参画推進本部会議 ・ 亀岡市役所防火・防災委員会 ・ 亀岡市温暖化対策管理委員会 ・ 亀岡市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議 ・ 亀岡市公共施設マネジメント推進本部会議 ・ 亀岡市セーフコミュニティ推進本部会議 <p style="text-align: right;">計11</p>
<p>庁内横断的なワー キンググループ、 プロジェクトチー ム等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀岡市と朝日放送グループホールディングス株式会社との包括連携協定に係るワーキンググループ ・ かめおかブランド戦略プロジェクト ・ PayPay 導入検討ワーキンググループ ・ AIチャットボット導入検討ワーキンググループ ・ LGBTQ+の理解を深める庁内検討会議 ・ 女性の視点を生かすワーキンググループ ・ 亀岡市多文化共生推進庁内連絡会議 ・ 保津川フロントプロジェクトチーム ・ 「Green Planet」プロジェクトチーム ・ おくやみ窓口にかかるワーキング会議 ・ 地域福祉関係者会議 ・ 亀岡市子どもの貧困対策プロジェクトチーム ・ かめおかっていいね！プロジェクトチーム（子育て関係） ・ 下水道フェスティバルプロジェクトチーム <p style="text-align: right;">計14</p>

セーフコミュニティ国内認証に係る事前報告会

2月18日(土)2月19日(日)に、亀岡市役所1階市民ホールでセーフコミュニティ国内認証に係る事前報告会を実施し、市長等からの概要説明のほか、7つの対策委員会からの取組紹介などを行いました。(一社)日本セーフコミュニティ推進機構の白石代表理事から、

- ・「亀岡市は最も長くセーフコミュニティに取り組んでおり、継続は力なりということを改めて実感させられた。また、対策委員の方々がしっかり自分事として捉えていると感じられた」
- ・「活動の成果をより多くの市民に知ってもらえるよう、今回の発表資料を市民の方々に発信するツールにしてほしい。またセーフコミュニティをまちづくりにつなげてほしい」

など、コメントをいただきました。今後、7月の国内認証本審査に向け、準備を進めていきます。



令和5年度京都府総合防災訓練について

資料2

京都府総合防災訓練

毎年各振興局単位で府下市町村を会場に開催

令和5年度については南丹広域振興局管内で
亀岡市を主会場として開催予定

亀岡市総合防災訓練

地域防災計画に基づき隔年で総合防災訓練を実施

近年はコロナ禍のため訓練実施を見送っていたが、令和5年度は総合防災訓練を実施予定

京都府総合防災訓練の開催状況

年度	開催場所 (振興局)	開催場所 (主会場)
平成14年度	南丹	亀岡市
平成21年度	南丹	京丹波町
平成28年度	南丹	南丹市
令和3年度	丹後	京丹後市
令和4年度	山城	精華町
令和5年度	南丹	亀岡市

亀岡市防災事業の実施状況

年度	防災関連事業	消防団関連事業
平成30年度	防災講演会	消防操法大会
令和元年度	亀岡市総合防災訓練	
令和2年度	防災講演会(中止)	消防操法大会(中止)
令和3年度	防災フェスタ2021	消防操法大会(中止)
令和4年度	防災士養成講座 子ども防災士養成講座	消防操法大会
令和5年度	京都府総合防災訓練	

京都府総合防災訓練の概要(案)

基本方針(目的)

実施日

・令和5年9月3日(日)午前中

主催

・京都府、亀岡市、南丹市、京丹波町各防災会議

会場

- ・主会場：保津橋桂川左岸河川敷周辺
- ・航空機運用訓練：保津川右岸河川敷
- ・空路救出訓練：保津橋桂川左岸河川敷周辺
- ・避難所訓練：保津小学校及び保津町公民館
- ・各拠点訓練：亀岡市内各自主防災会拠点会場

①府・市・各防災機関一体で市民連携型の訓練

・府市及び各防災機関が一体となり、市民と連携して災害発生時の応急対策を確認し、防災計画等の継続的な改善を図る

②防災関係機関の実践力向上・連携強化及び住民の防災意識の高揚

・地震及び水害の複合災害の発生を想定した防災関係機関及び地域住民が一体となった訓練の実施

③多様な主体が能動的に適切な対策・行動をとる

・訓練に参加する多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、能動的に適切な対策・行動をとる

京都府総合防災訓練の訓練項目(案)



災害対策本部会議訓練
【京都府・亀岡市】



航空機運用訓練
【京都府】



災害ボランティアセンター運営訓練
【亀岡市】



防災車両・関係団体・企業等による
啓発展示
【各防災関係機関等】



地震・水害対応訓練
【京都府】

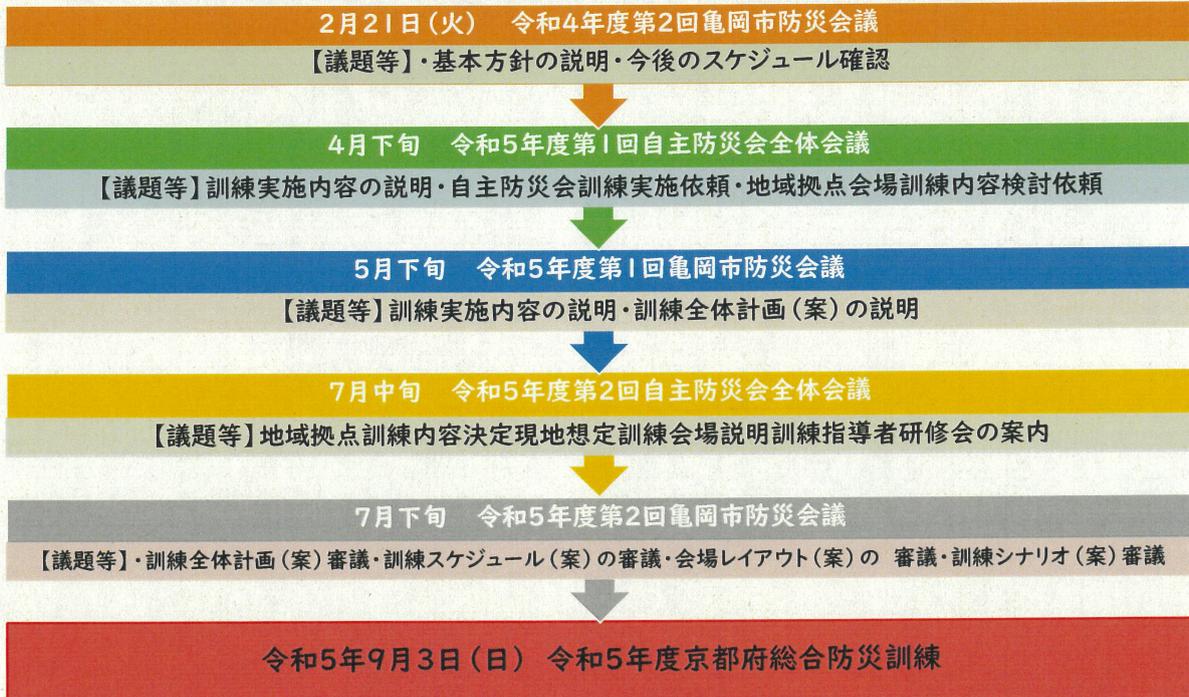


避難訓練・避難所運営訓練・
ライフライン復旧訓練
【亀岡市】



各拠点における初動訓練
【各拠点会場】

訓練に向けての主なスケジュール(案)



亀岡市防災拠点施設（〔仮称〕 Car Shelter 野水） 整備事業の進捗について

総務部自治防災課

I 令和4年度実施状況

1 用地取得

（1）土地等の表示及び補償内容

亀岡市吉川町穴川鍵田

	地番	地積	地目	補償の内容		
				権利の種類	方法	金額
1	15番1	32㎡	田	所有権	売買	9,728,000円
	16番1	1184㎡				
2	17番1	765㎡	〃	所有権	寄附	—
3				小作権	補償	2,448,000円

2 業務委託

（1）土地鑑定評価

- ア 依頼先 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（業者選任を依頼）
 イ 委託先 株式会社一信社
 ウ 業務費 330,000円（税込）
 エ 業務期間 令和4年6月7日～10月31日
 オ 鑑定結果 8,000円/㎡

（2）実施設計業務

- ア 委託先 株式会社サンワコン
 イ 選定方法 指名競争入札
 ウ 業務費 6,193,000円（税込）
 エ 業務期間 令和4年12月13日～令和5年3月31日
 オ 業務状況 事業地内の配置計画の作成

II 今後の計画

- 1 令和5年度 (1) 用地整備工事の施工
 (2) 建築実施設計（防災倉庫・トイレ棟）
 2 令和6年度 (1) 建築工事の施工
 3 令和7年度 (1) 供用開始

令和4年12月22日受理
(郵送)

2022年12月18日

市町村議会議員 各位

会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書

公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)

東京都北区赤羽北 2-8-1-601

代表 渡辺百合子

日頃より、住民の福祉と生活の安定のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

私たち、公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)は、全国の地方自治体で働く非正規公務員の抱える課題を考え合い、社会に発信していこうと、当事者が中心となって活動をしているグループです。

2020年度からはじまった会計年度任用職員制度が来年3月で丸3年になります。現職を含め来年度からの任用希望者に対して一律に公募を課す予定の自治体が全国的に認められる中、こうした処遇が、当の会計年度任用職員の雇用の安定や職務の遂行だけでなく、公務の安定や充実、持続可能性の観点からも多大な問題を生じさせると考え全国の地方自治体に緊急要望書を送らせていただくものです。

私たちは、昨年と今年の二度に渡り、非正規公務員を対象とした調査を行い、全国の当事者と対話を重ねてきました。雇用の不安定さに強い不安を感じる、低い賃金、待遇が固定化しており、無力感や絶望を感じるという声が全国であがっています。保育士や司書、学芸員、社会教育施設や女性関連施設の職員、児童相談所や女性相談センター、消費生活センター等々の相談員、学校教員、給食調理員、また、役所で事務職として働く人たちが会計年度任用職員となっています。恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置付けられるべきだと考えます。現状のような、不安定にも関わらず、責任は課せられ、多くの場合は低賃金で、働き手としての尊厳も守られない職では、人が定着せず、公共サービスの不安定化が避けられません。

そもそも、会計年度任用職員の任用に、3年で公募が必要とする法的義務も根拠もなく、公募なしに任用する自治体もあれば上限年数を定めていない自治体もあります。来年は統一地方選挙も控えています。不安定雇用を法定化したことによって地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直しを求めてください。是非、公務職場を、地元の若者の未来を支える職場にしてください。

なお、本要望書は、全国の地方自治体に提出するとともに、非正規公務員と住民に対して周知するため、はむねっとのホームページで公開し、マスコミ各社へプレスリリースしています。

要望事項

1. 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください。
2. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。
3. 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する意見書を上げてください。

連絡先:メール:hiseiki.koumu@gmail.com、電話:080-3442-6007 渡辺百合子

令和4年12月26日受理
(郵送)

2022 (令和 4) 年 12 月 13 日

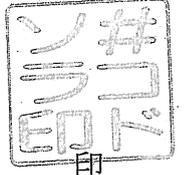
亀岡市 議会議員長殿

コドソラ

代表：与那城千恵美

住所：沖縄県宜野湾市喜友名 1-20-11

e-mail: kodosora20220101@gmail.com (問い合わせ先)



日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

(陳情の要旨)

- ① 学校上空 (普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園) の飛行禁止
- ② 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及び PFAS 汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③ 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出していただくようお願いいたします。

(陳情)

1. 学校上空 (普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園) の飛行禁止

2017 年 12 月 7 日、緑ヶ丘保育園では CH53E 米軍ヘリのプラスチック部品落下事故が起きました。沖縄県警はこの部品について、「米軍ヘリからの落下物とは特定できなかつたが、その可能性を否定するものでもない」と発表しています (2020 年 12 月)。落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭からわずか 50 センチのところでした。直径 8 センチ、長さ 10 センチ、重さ 213 グラムの部品が子どもたちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしいです。

同年 12 月 13 日には、普天間第二小の運動場に CH53E 米軍ヘリから重さ約 7.7 キロの窓枠が落下する事故がありました。このとき、落下の衝撃によってはねた小石が体育の授業中だった児童一人にあたり、軽傷を負わせました。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近するたびに避難をし、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなりました。

また、2021 年 11 月 23 日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかりました。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものです。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しています。しかし実際には、場周経路を外れた飛行は常態化しています。これについ

て、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃します。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしています。

緑ヶ丘保育園の子どもたちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっています。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための「避難小屋」が設けられました。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険を子どもたち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないでしょうか。普天間飛行場の隣にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園の子どもたちはずっと我慢を重ねてきました。場周経路外にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請します。

2. 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと

沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきました。2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。調査では3つの地点で土壌が採取されましたが、このうち学校裏にある排水溝近くからは1キログラムあたり1700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは1000ナノグラムの濃度のPFASが検出されています。

PFASの健康被害についてはまだわかっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていません。このような状況のなか、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じています。

2022年8月に行われた土壌調査は市民グループによるもので、土壌採取は3つの地点のみに留まっています。日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるよう要請します。

3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者は「チーム緑ヶ丘1207」を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府・防衛省・外務省に対し、事故の原因究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請しました。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさらされている危険を訴えてきました。しかし、事故から5年経つ現在も、子どもの命が守られるための改善が行われているとは言いがたい現状があります。

普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えています。2017年度には外来の固定翼機の発着が236回であったのに対し、2018年度には1520回、2019年度には2678回でした。負担は増大するばかりです。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされています。

空の安全を守るための活動を続けていこうとしていたところ、2022年には子どもたちの通う小学校の土壌がPFASで汚染されていることが明らかになりました。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできません。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものです。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができません。

憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請します。

以上を貴議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出してください。普天間の子どもたちが、日本の他の地域の子どもの同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、ともに声を上げていただきたいと思います。貴議会にて審議・採択していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

- ①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇議会

提出先

衆議院議長 〇〇〇〇様

参議院議長 〇〇〇〇様

内閣総理大臣 〇〇〇〇様

令和5年2月17日受理
(郵送)

令和5年2月14日

亀岡市議会議長

~~福井英昭~~ 殿

菱田光紀

陳情者

京都府京都市山科区小野西浦 61

ライオンズマンション 102号

電話番号 090-3828-4017

高木実

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

陳情理由

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています(添付資料参照)

その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している(させられている)ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた(断れないので有料購読している)」という実情が報じられていることから、亀岡市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消して頂きたい。

陳情項目

- ①住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が行われないようにしてください。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底して頂きたい。
- ③議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。
- ④職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。(金沢市の事例参照)
- ⑤職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたります。また、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどご対応頂きたい。

